

# 第 2 回 鶴 岡 市 地 域 福 祉 計 画 鶴 岡 市 地 域 福 祉 活 動 計 画 策 定 委 員 会

日時：令和 7 年 9 月 1 2 日(金)午前 9 時 00 分～11 時 00 分

場所：鶴岡市役所別棟 2 号館

第 21・22・23 会議室

## 次 第

1 開 会

2 あ い さ つ

3 協 議

(1) テーマ別部会グループワーク

- ・ テーマ別部会の進め方について
- ・ テーマ別部会における協議のポイントについて  
日本地域福祉研究所理事長 宮城 孝 先生
- ・ 部会別グループワーク
- ・ 協議内容の共有（ポスターセッション）

(2) 今後のスケジュールについて

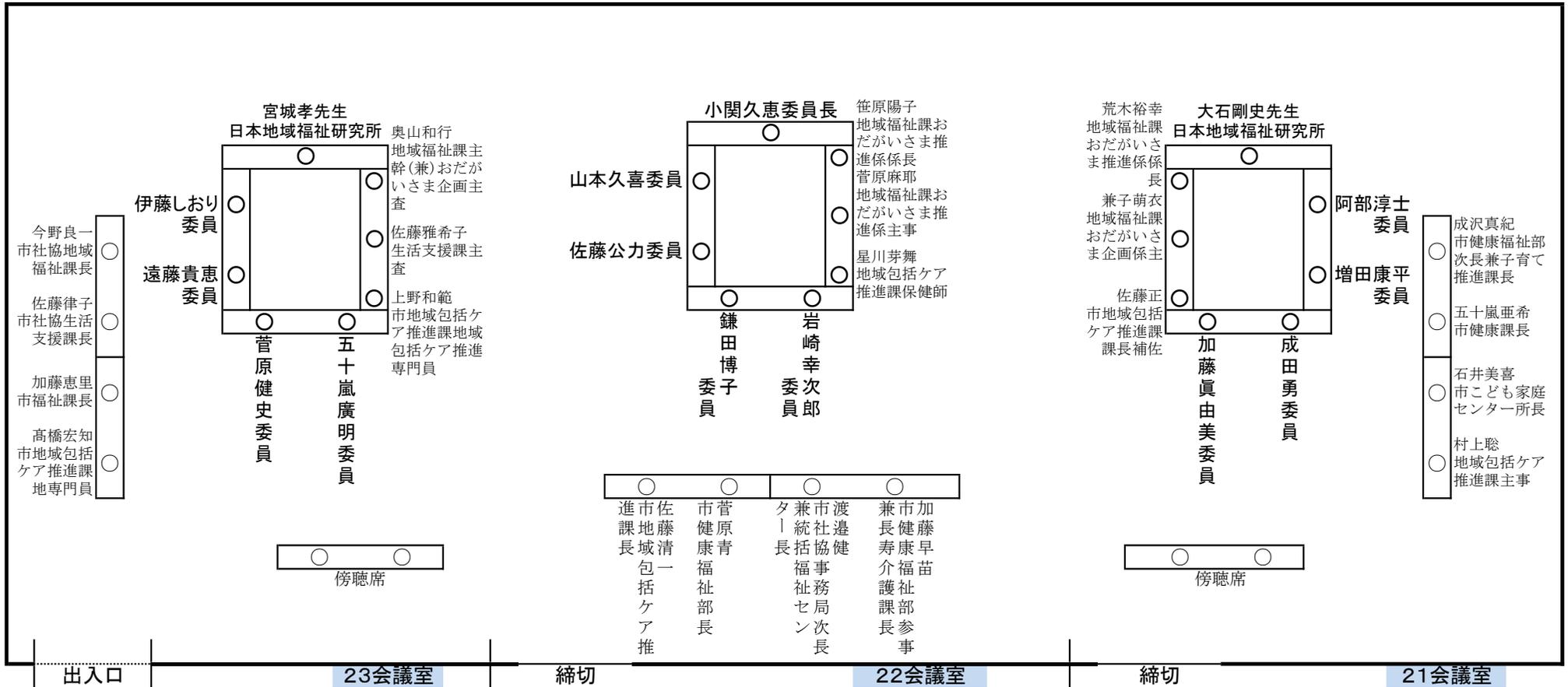
4 そ の 他

5 閉 会

# 配 布 物 一 覧

- 1 第2回地域福祉計画・鶴岡市地域福祉活動計画策定委員会次第
- 2 席次表
- 3 参考資料

# 席次表



## R 7 年度鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 テーマ別部会

	部会名	主な協議内容（例）	担当委員	アドバイザー
1	支え合いの地域づくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民主体による見守り、支え合い、健康増進活動に関すること</li> <li>・居場所づくりに関すること</li> <li>・人材発掘、養成に関すること</li> <li>・ボランティア活動の推進に関すること</li> <li>・子ども、若者の権利、意見の反映に関すること</li> <li>・福祉教育（学習）に関すること</li> <li>・移動手段の確保、交通問題に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>阿部 淳士 委員</u></li> <li>② <u>成田 勇 委員</u></li> <li>③ <u>増田 康平 委員</u></li> <li>④ <u>加藤 眞由美 委員</u></li> </ul>	特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 理事 大石 剛史
2	包括的相談支援部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑、複合化した課題を抱える人への支援に関すること</li> <li>・福祉の総合相談窓口に関すること</li> <li>・ひきこもり支援に関すること</li> <li>・社会的に孤立している人（外国人含む）への支援に関すること</li> <li>・障害者支援（就労含む）に関すること</li> <li>・社会福祉法人の社会貢献、連携に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>岩崎 幸次郎 委員</u></li> <li>② <u>鎌田 博子 委員</u></li> <li>③ <u>佐藤 公力 委員</u></li> <li>④ <u>山本 久喜 委員</u></li> </ul>	東北公益文科大学 小関 久恵 (委員兼任)
3	安心・安全のまちづくり部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生時の支え合い等に関すること</li> <li>・災害時要支援者への支援に関すること</li> <li>・権利擁護に関すること</li> <li>・身寄りのない高齢者や障害者に関すること</li> <li>・地域医療提供体制に関すること</li> <li>・防犯に関すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① <u>五十嵐 廣明 委員</u></li> <li>② <u>遠藤 貴恵 委員</u></li> <li>③ <u>菅原 健史 委員</u></li> <li>④ <u>伊藤 しおり 委員</u></li> </ul>	特定非営利活動法人 日本地域福祉研究所 理事長 宮城 孝

・資料2は、第1回策定委員会において、日本地域福祉研究所の宮城先生から提案があった「鶴岡市の地域福祉を巡る重点課題（素案）」について、各テーマ別部会の協議内容に沿って抜粋したものです。

鶴岡市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会 テーマ別部会協議資料

部会名【支え合いの地域づくり部会】

- ・住民主体による見守り、支え合い、健康増進活動に関すること
- ・居場所づくりに関すること
- ・人材発掘、養成に関すること
- ・ボランティア活動の推進に関すること
- ・子ども、若者の権利、意見の反映に関すること
- ・福祉教育（学習）に関すること
- ・移動手段の確保、交通問題に関すること

### 住民主体によるこころと体の健康増進活動の推進

- 長期に続いた新型コロナの影響、異常気象の頻発化、近年の国際情勢の不安定化など、社会環境の大きな変化により、市民生活において心身のストレスが増加していることがうかがえます。
- 先の「福祉ニーズ調査」においても、回答者の主観的な身体的健康観は、「あまり健康でない」が22.3%、「健康でない」と回答した方が7.7%となっています。また、精神的健康観は、「あまり健康でない」が20.4%、「健康でない」が6.2%となっています。
- 日本人は、悩みごとや心の健康に関する問題を自身で抱え込む傾向があると言われていいます。地域の中で心の悩みを語り合う場や機会を設けるなど、一人一人がメンタルヘルス・リテラシーを高める工夫が求められます。本市では、一人で悩まず相談する人、悩んでいる人に気づき・声をかけ・見守る人が増えるよう「こころのサポーター」を養成するために研修を行うとともに、こころの健康相談などを実施しています。
- 精神的なストレスを抱えた人が多くなっていることを踏まえ、さらに「こころのサポーター」養成研修の拡充、地域における啓発的な取り組み、それぞれが悩みを話せる地域における居場所の開設、各種支援策・相談窓口の情報をわかりやすく情報発信するなど、可能な限り早期に支援につなげる取り組みを拡充していく必要があります。
- 地域住民の一人一人が乳児期から高齢期までの各ライフステージにおいて「こころとからだ」の健康を維持し、健やかに暮らしていくことが重要です。コロナ禍においてその重要性がさらに増したと言えます。そのために住民は、「自分の健康は自分で守る」という意識を持ち、食生活や日常生活を見直す必要があります。一方、行政は、

地域における健康増進活動の支援体制を確立し支援していくことが求められます。

- 本市では「いきいき健康つるおか 21 保健行動計画」に基づき、健康増進や生活習慣病を予防する第一次予防、また、疾病の重症化の予防、高齢者の健康維持、健やかな生活を営むための心身機能の維持・向上を目指した取り組みを推進しています。
- その結果、住民が主体的に取り組む「スーパー健康づくりサポーター喜楽喜楽」の活動が定着してきました。また、高齢者の介護予防事業への参加者は、コロナ禍において中断し減少しましたが、最近では増加傾向にあり、その受け入れ体制の整備・拡充が必要となっています。また、コロナ前には、高齢者の転倒予防のための筋力トレーニング「まちなか筋しゃん塾」修了者による介護予防の自主サークル参加者が増加していました。今後、こうした住民主体による健康増進・介護予防活動の推進・拡大を支援していく必要があります。

### 福祉や介護等に携わる人材確保の促進

- 少子・高齢化に伴う近年の労働力不足は、福祉や介護、また医療・看護等に関わる人材確保においても深刻な問題となっています。高齢者や障害者福祉サービスに欠かせないケアワーカーやホームヘルパー、ケアマネジャーなどは、全国的にも高齢化が進むとともに、その人材確保の困難な状況が指摘されています。少子化の影響や若者層の都会への流出などにより、福祉・介護人材の不足は、本市にとっても喫緊の課題となっています。
- 先の「福祉ニーズ調査」において、福祉施策の重要度に関する設問では、「福祉や介護の人材の確保や養成」について、「かなり重要」が 42.7%と最も高くなっています。
- 政府によるこのような人材への待遇改善が図られることが待たれますが、本市においても、資格取得に関する支援や各事業者の経営基盤の改善による待遇改善など、可能な限り福祉や介護に関する人材の確保を促進する必要があります。
- また、全世代対応型の包括的支援に携わる専門職等の支援の質を担保するために、研修カリキュラムや教材等の整備の推進、研修の実施など、人材の育成・確保に向けた取り組みを進めることが重要となります。

### 地域における孤立予防と住民主体による支え合い活動の推進

- 高齢化や人口減少に伴い、地域で孤立しがちな人々を「気づきあい、つながりあい、支え合い、認めあう」地域支え合いの仕組みづくりを再構築していく必要があります。本市においても、空き店舗を活用した多世代交流拠点による交流活動や新たな地域リーダーなどによる支え合い活動を展開している地域があります。こうした活動は、日

常生活圏など身近な地域で、各地域の特性を活かし推進・拡大していくことが重要となります。

- 先の「福祉ニーズ調査」においても住民同士のささえあい、たすけあいの必要性について「とても必要だと思う」が17.2%、「必要だと思う」が51.6%となっています。また、住民同士のささえあい、ボランティア活動に特に必要なことは、「ともに活動する仲間や友人がいること」が47.6%、続いて「家の近くでできること」が37.6%、「地域の人が気軽に集まれる場所を作ること」が30.7%となっています。また、上記についてできることとして、「日常での安否確認や声かけ」が48.4%、続いて「災害時避難の手助け」が39.8%となっています。
- その一方、地域の人に頼みたいことは、「災害時避難の手助け」が31.1%、続いて「日常での安否確認や声かけ」が21.6%、「具合がよくない時に、病院や救急などへの連絡」が17.8%となっています。また、地域活動・ボランティア活動への参加意思については、「できるだけ取り組んでいきたい」が8.5%、「機会があれば取りくんでもよい」が41.9%となっています。
- このように、住民主体による地域支え合い活動を推進するためには、より多くの住民が「支え合い活動」の意義を理解し、できる範囲での見守りや声かけなどの活動を広げていくことが必要となります。そのため、先に触れた地域における「つながりサポーター」の養成や定年退職後の高齢者や子育て世帯、また、若者など多様な世代を対象に、個人や団体がつながり、交流・参加、学びの場や機会を地域に多様に創出していくことが求められます。
- 日常生活圏単位において地域福祉活動を活性化させていくためには、行政や社会福祉協議会、社会福祉などの関係機関、NPO法人・ボランティア団体、各種民間事業所が連携・協働し、地域の特性に応じて取り組む必要があります。
- 現在、社会福祉協議会が配置している地域福祉ワーカーや地域包括支援センターに配置されている生活支援コーディネーターなどにより、地域の特性に応じた住民主体による「支え合い活動」について、助言・支援する機能の強化を図る必要があります。
- また、社会福祉法人は、永年の福祉事業実践のノウハウ、人材、設備などを保有している専門拠点であり、それらを活かし、行政や社会福祉協議会、住民組織と協働し、生活困窮者への支援や地域社会の課題解決に向け、その力量をますます発揮することが求められています。

## 子どもと若者の健やかな成長と主体的な参加を応援する施策の推進

- 令和5(2023)年4月に「こども基本法」が施行されました。この法律は、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。また、こども施策の基本理念のほか、こども等の意見の反映などについて定めています。そこには、すべてのこどもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられるとされています。
  
- これまでの、こどもを保護されるべき対象としてのみとらえるだけでなく、こども自身が何を考え、何を必要としているのか意見を表明する機会を保障する必要があります。先行自治体の例なども参考としながら、本市における取り組みを検討する必要があります。
  
- また、若者にも同じように意見を表明する機会を保障することが求められます。そのことによって、若者にとって鶴岡市の魅力を高め、高校生や大学生など若者が、県外に進学や就職を求めて流出する傾向に少しでも歯止めをかけ、UターンやIターンなど若者の地元定着や定住促進を進めて行くこと期待されます。市とハローワーク、商工会議所などが連携し、若者の地元就職への相談など支援体制の強化、雇用促進を図る必要があります。

**部会名【包括的相談支援部会】**

- ・ 複雑、複合化した課題を抱える人への支援に関すること
- ・ 福祉の総合相談窓口に関すること
- ・ ひきこもり支援に関すること
- ・ 社会的に孤立している人（外国人含む）への支援に関すること
- ・ 障害者支援（就労含む）に関すること
- ・ 社会福祉法人の社会貢献、連携に関すること

**重層的支援体制整備事業の体系的・計画的推進**

○鶴岡市では、8050 問題など複合的な課題を抱えた家族や制度の狭間の問題に対して、気軽にワンストップでの相談・支援に当たる体制を、合併前の旧町村では、旧庁舎における保健・福祉部門と社会福祉協議会が協働して整備し、対応しています。その一方、旧鶴岡市のエリアにおいては、各部署や機関が必要に応じ連携して対応しているものの、包括的な相談支援窓口が設置されていない状況です。

○政府は、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する全世代型の包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和 3（2021）年度から任意事業として実施しています。

○本市においても、包括的相談支援事業者や関係機関等との連携体制の構築を図るための多機関協働について、令和 4（2022）年度より（福）鶴岡市社会福祉協議会へ委託し実施しています。そして、令和 6（2024）年度の移行準備事業を経て、令和 7（2025）年度より、上記の重層的支援体制整備事業を実施しています。

○令和 6（2024）年の 8 月から 9 月にかけて市民に対してアンケートを実施した「福祉ニーズ調査」では、「最近の暮らしで困っていること」で、「大変困っている」、「ある程度困っている」を合わせた比率は、「物価の高騰や経済的なこと」が 79.1%と、他と比較して最も高くなっています。続いて「介護に関すること」が 30.1%、「住まいに関すること」が 29.6%、「子育てに関すること」が 28.1%となっています。また、「家族関係に関すること」は 10.4%であり、必ずしも低くない比率を示しています。本調査においても、市民の中で、深刻な困りごとを抱えている世帯が少なからず存在することが示されています。

## 圏域ごとの福祉の総合相談窓口機能の体制整備

- 今後、旧鶴岡市エリアにおいても、福祉総合相談窓口を設置するなど、地域における福祉の総合相談窓口の機能の強化を図る必要があります。これらの圏域ごとの窓口に寄せられた複合的な課題などに対して、多機関で協働してアセスメントや支援計画を策定する重層的支援会議（支援会議）の拡充を図る必要があります。そのためには、これらをコーディネートする相談支援包括化推進員の配置や共通するアセスメントシートなどの開発を行う必要があります。
  
- また、単に相談で終わることなく、孤立した人・世帯が社会とつながるように、居住支援や就労支援、居場所へのつなぎなど、地域社会への参加支援を行う必要があります。そのためには、支援が届いていない人に対して、ただ窓口で待つだけでなく、実際に自宅に出向いていくなどのアウトリーチによる継続的なアプローチが必要となります。
  
- 今後も増加すると予測される複合的な課題を有している個人や世帯、制度の狭間問題に対して、関係する部署や機関が連携・協働し、地域住民の理解や協力を得ながら、効果的な支援を行う体制をさらに強固に構築していく必要があります。
  
- このように重層的支援体制整備事業の効果的な推進を図るとともに、その成果について定期的に検証することによって、さらなる拡充を図る必要があります。
  
- 独居高齢者、一人親世帯、認知症や引きこもり、不登校の人々、またメンタルヘル上の課題を抱えた人、生活困窮者など支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない・求めることができない人々が増加していることが考えられます。
  
- このような人々や地域住民に対して、関連する相談機関やサービス内容について、わかりやすく親しみやすい情報提供が求められます。その点で、急速に普及しているSNSによる情報提供の工夫、また相談支援などに活用していくことが求められます。特に普段SNSを利用している若い世代には、効果的であると考えられます。

**部会名【安心、安全のまちづくり部会】**

- ・災害発生時の支え合い等に関すること
- ・災害時要支援者への支援に関すること
- ・権利擁護に関すること
- ・身寄りのない高齢者や障害者に関すること
- ・地域医療提供体制に関すること
- ・防犯に関すること

**地域の災害リスクに応じた地域防災力の向上と防犯活動の推進**

- 近年、気候変動等の影響により、豪雨災害など既存の想定を上回る自然災害が多く発生しています。また、令和6（2024）年1月の能登半島地震もあり、市民の災害への危機意識も増しています。
- 大規模な災害が発生したときに、被害の拡大を防ぐには、行政の対応「公助」だけでは限界があることから、自分の身は自分で守る「自助」とともに、地域コミュニティでの相互の助け合い「共助」の取組が重要です。地域コミュニティにおける「共助」の推進のため、「地区防災計画」の策定を推進します。
- 地域住民が安全、安心に暮らすためには、助け合い、支え合う地域コミュニティづくりが重要となります。そのため、住民主体による防災への取り組みを支援し、市民と行政の連携を図りながら、若者や女性など幅広い住民活動の担い手やリーダーを確保、育成し、自主防災組織の強化に取り組みます。
- また、災害時要援護者は迅速に自ら避難することが困難です。そのため災害時要援護者避難支援個別計画の作成を推進し、情報の伝達方法や避難誘導などを当事者と支援者が共有できるよう支援することが必要です。現在、関係事業者の協力を得て、同計画の作成を進めていますが、特に災害リスクが高い地域などにおいて、さらに推進する必要があります。
- 防犯については、振り込め詐欺、消費者被害など高齢者を対象とした犯罪が多く見られます。そのため、年金支給日にあわせた振り込め詐欺防止の啓発活動などを実施し、高齢者自身の意識啓発が重要となります。また、地域における防犯カメラの設置、住民の主体的な見守り活動や家の電話を留守番電話に設定することによって未然に防ぐこともできます。一方、高齢者は、子どもの見守り活動・パトロールなどを推進し、防犯や少年非行防止に寄与する重要な役割があります。

**地域で安心して暮らし続けることができるための権利擁護サービス等の拡充**

- 高齢化の進展とともに、独居の認知症高齢者が増加するとともに、知的障害者、精神障害者の親族が高齢化することによって、意思判断能力が不十分な人々の財産・金銭管理、生活支援ニーズがさらに増加することが予測されます。

現在、政府においても成年後見制度のあり方が検討されていますが、日常生活支援事業の支援員や後見人の人材確保策を図るとともに、任意後見に関する啓発、法人後見の拡充、障害者の居住サポート事業、公的保証人制度の整備など意思判断能力が不十分な方の権利擁護を図るさらなる体制の整備が必要とされます。
- 近年、国内で各種の社会福祉関係の事業所において虐待事件が発生しています。また、障害者グループホームやサービス付き高齢者集合住宅などが増加している傾向にあり、そのサービスの質が不透明であると指摘されています。また、高齢者や障害者への詐欺などの犯罪も減少する傾向にありません。
- 行政や各種の民間事業者などの従事者に対して、意思判断能力が不十分な方の人権尊重、権利擁護について、研修の実施や指針の作成や普及による徹底が必要とされています。また、地域住民には、虐待や権利が侵害された場合の通報や連絡の普及・啓発、また、行政による立ち入り調査の実施など、サービスの質の向上と権利擁護を図る体制づくりが必要とされます。
- 障害者差別解消法が施行され、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、不当な差別取り扱いを禁止する共に、「合理的配慮」の提供が義務づけられています。さらに、行政や関係機関、各種の民間事業者などの従事者に対して、障害者への差別解消に対する、研修の実施や指針の作成や普及などに取り組む必要があります。
- 『鶴岡市男女共同参画に関する市民意識調査』（令和元年度）では、LGBT 等性的少数者であることに対し、身近な人ほど「受け入れられるか判断できない」とする割合が高くなっています。
- 住まいは生活の拠点です。そして、その住まいに医療・介護・生活支援等のサービスを包括的に提供する体制を地域ごとに構築することが生活を支えるために不可欠です。生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち生活や住宅に配慮を要する方々の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化が求められます。

## 身よりのない単身高齢者等のハイリスクを抱えた人への早期対応、アウトリーチの推進

- 我が国では、入院治療や賃貸住宅への入居、福祉施設の利用などにおいて、家族や親族などの身元保証人がいることが前提として行われてきました。しかし、単身化社会の到来により、子どもや親族など身寄りのない単身高齢者などが増加しています。また、未婚・非婚の人が増加しており、今後身寄りのない方が地域において安心して暮らすための方策が必要とされています。厚生労働省の調査では、障害者の年代は、40代・50代が4割近くとなっており、これらの人々の両親の高齢化に伴う対応が求められています。
- 先の「福祉ニーズ調査」でも、「困っている時に頼れる人の有無、頼れる人」について、「通院や買い物の世話をしてくれる人がいない」と回答した人は、10.3%、「家庭や仕事のこと等で精神的に苦しいときに頼れる人がいない」が9.4%、「重要な事柄の相談で頼れる人がいない」が8.5%、「病院や福祉施設に入所・入院する際に身元保証人として頼れる人がいない」が7.3%となっています。
- 厚生労働省においても、令和8(2026)年度に社会福祉法を改正し、身寄りのない単身高齢者等の終身サポート事業を法制化・公的事業化することを予定しています。それは、現在社会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業を新たな事業として実施することが予定されています。身寄りのない単身高齢者や両親が高齢化した障害者が地域で安心して暮らすために、このようなリスクを抱えた人たちにアウトリーチし、実態を把握し、可能な限り早期に相談にのり、必要な情報やサービスを提供するサポートのあり方について、行政や関係機関・団体が協力して検討する必要があります。

## 地域医療を取り巻く環境の変化への対応力の向上

- 令和7(2025)年には、4人に1人が75歳以上の後期高齢者となる時代が到来しています。医療現場では医師や看護師が不足しており、医療資源の偏在等の地域医療の課題に直面しています。看護師の養成、薬剤師、技師などの医療従事者の確保、地域における医療提供体制の充実が課題となっています。
- 地域の基幹病院である荘内病院が他の関係機関との連携を図りながら急性期病院としての使命を果たします。また、市民とともに地域の基幹病院の役割等について考え、市民の地域医療への理解が図られることが急務であります。
- 地域にある限られた医療・介護資源を有効に活用するため、地域内で完結できるもの、地域を超えて広域に完結すべきものを明確にし、各医療機関の医療機能の明確化や役割分担等、病床機能の分化・連携を進めていく必要があります。また、庄内二次医療圏で広域連携することが求められています。

- 24時間365日に対応した訪問診療や訪問看護等の切れ目のない在宅医療提供体制や、高齢者等が安心して療養生活を送るための介護サービスは、必ずしも十分ではなく、提供体制の充実が課題となっています。また、訪問看護や看取りなどを含めた在宅医療に対する市民の理解は、必ずしも進んでいない状況です。
- 高齢化に伴い、入院によりADLが低下し、自立した生活や在宅療養が困難になる方が増えています。また、独居で、頼れる親族が近くにいない方、病気以外の課題を抱えている方なども増えています。退院後の介護サービスや障害福祉サービスの利用等、医療、介護、福祉の連携が重要となります。
- 低賃金や夜勤、重労働などの労働環境のため、介護職員の離職率が高いことが課題となっている一方で、痰の吸引など医療依存度の高い方に対応できる専門性の高い介護従事者の確保、育成が求められています。
- 緩和ケアや在宅医療の提供体制の充実、医療、介護、福祉従事者の資質やサービスの質の向上が必要となります。
- 医療的ケアの必要な子どもたちをケアする家族が、急病等により自宅で看護できない場合などに緊急的に預けられる場所が不足しています。
- 医療機関から退院する方に対して、病院や診療所と保健・社会福祉関係機関が連携し、在宅で安心して生活ができるような適切な退院後の生活に関する計画策定の推進や、在宅での療養生活を支え病院・診療所間の連携とともに、住まい・医療・介護・予防・生活支援サービスなどが連携する体制を整備していく必要があります。